

●調査員の選考要件・仕事の目安

<選考要件>

①責任をもって調査事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者であること

調査員は、調査の趣旨・調査の方法等を十分理解した上で、所定の期間内に調査書類を携行して、受持ち調査区内の各世帯を訪問する実査活動を行うので、責任をもって調査事務を遂行できる者でなければならない。

②秘密の保護に関し信頼のおける者であること

調査員は、秘密の保護等について信頼のおける者でなければならない。

③警察に直接関係のない者であること

国勢調査の調査票が犯罪捜査の資料として利用されるのではないかという誤解を招くことのないようにするため、警察関係者は避ける。

警察官の家族などの場合、世帯の誤解を招くことのないよう、調査員の守秘義務の遵守や調査書類の厳重管理などに遺漏のないように特に留意する。

④選挙に直接関係のない者であること

国勢調査の調査活動が選挙運動と誤解されないようにするため、被選挙者、選挙事務所の職員などは避ける。特に、調査期間前後に選挙が予定される場合は、立候補予定者、選挙運動員、候補者の応援活動を行う者などが選考されることのないようにする。

選挙に関係する者を選考する場合の留意事項

調査員は、法的には公職への立候補及び政治的行為が可能であるが、世帯から無用の誤解を避けるため、調査員の任命期間内にこれらの行為を行うことが想定される者については、調査員として選考しない。

⑤暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること

国勢調査の調査活動が暴力団や反社会的勢力の活動に利用されるのではないかとの誤解を招くことのないように、暴力団員その他の反社会的勢力に該当する者は避ける。

⑤税務に関係のないもの

税務に関係する者を選考する場合の留意事項

地域の実情を十分に考慮し、世帯から誤解を招き、円滑な調査の実施に支障を来すおそれがないようにした上で、税の賦課徴収に関係しているものを選考できるものとする。

●調査員の選考要件・仕事の目安

<仕事の目安>

調査員任命期間	8月下旬～10月下旬
調査員説明会	8月下旬（数回に分けて実施）
名簿作成・調査区の確認等	8月下旬～9月上旬
調査票の配付	9月中旬～9月下旬
調査期日	10月1日
調査票の回収	9月下旬～10月初旬
インターネット回答確認	10月初旬
郵送回答期間	9月下旬～10月下旬
未提出世帯の調査票回収	10月中旬～10月下旬
調査書類の点検・役場へ提出	10月下旬

<調査の流れ> 右図参照

- ① 対象者を訪問。
- ② 世帯主、世帯数などを確認し、名簿を作成する。
- ③ インターネット回答の案内と紙の調査票を渡す。
- ④ 紙の調査票での回答希望世帯を訪問し、調査票を回収。
- ⑤ インターネット提出状況・郵送提出状況を随時確認。
回答未提出の世帯には再度訪問し、回収。
- ⑥ 回収した調査票の検査・整理を行い、町へ提出。

調査員の事務は、任期が2カ月程度で、調査員事務終了後に、調査対象の数に応じて報酬が支払われます。

